

禁無断転載

【選択問題 第1問】

化学製品の製造・販売を行うX社は、小規模ながら堅調に業績を伸ばしている会社で、自社での研究開発の結果、化学製品の製造の効率化に資する独創的な製造方法（以下、「本件製造方法」という）を開発し、今後、本件製造方法をもとに製造した製品を新たに販売する予定である。

（問題）

上記の事例において、以下の設問に答えなさい。

設問（1）

X社は、今までのところ本件製造方法を不正競争防止法上の営業秘密として管理しているが、今後も営業秘密として管理するか、それとも特許出願を行うかについて、社内で議論している。特許権による保護と比較した場合における営業秘密としての保護のメリットとデメリットを、それぞれ説明しなさい。

設問（2）

X社は、社内での議論の結果、本件製造方法を今後も営業秘密として管理していくことを決定した。不正競争防止法上の営業秘密として法的保護を受けるためには、事業活動に有用な情報であること（有用性）という要件と、公然と知られていないこと（非公知性）という要件を充足することのほかに、どのような要件を充足することが必要であるかについて、その規範とともに説明した上で、当該要件及び規範を充足するため、具体的にどのような対策が求められるかを説明しなさい。

設問（3）

X社は、本件製造方法を営業秘密として厳格に管理していたが、何者かによって本件製造方法が窃取されたことが判明した。X社は、直ちに警察に被害届を提出したが、その後1年ほど経過した後、窃取したのはY社であることが判明した（具体的には、Y社役員の指示の下、Y社従業員が窃取した）。また、Y社は、本件製造方法の窃取後ただちに、これを化学製品の製造・販売を行うZ社に有償で譲渡しており、Z社は、本件製造方法を使用して自社の既存の化学製品を製造し、販売していたことも判明した。本件製造方法の窃取事件は被害判明時には特に報道はされなかったものの、Y社が研究開発特化型の企業として実績を重ねていた有名企業であつただけに、窃取したのがY社であることが判明した際には大々的に報道された。他方、Y社とZ社との間で締結された本件製造方法の譲渡に関する契約では、Y社が本件製造方法をZ社に譲渡する正当な権限を有することが明確に規定され、譲渡価格も適正な価格であった。これらのことから、Z社は、窃取したのがY社であることが判明した際の報道で初めて本件製造方法が窃取により取得され転売されたものであることを知ったものであり、Y社から本件製造方法を譲り受けるに際し、それが窃取により取得されたものであることを知らず、かつ、知らなかつたことに重大な過失も認められなかつた。

※営利目的での利用は禁止します

禁無断転載

以上の経緯を前提として、次の各小間に解答しなさい。

- ① X社は、Y社による本件製造方法の窃取及び譲渡が不正競争防止法上のいかなる禁止行為に該当すると主張することができ、また、当該禁止行為に該当する行為に関し、Y社に対しどのような請求を行うことができるか。それぞれ同法の条文（項・号を含む）を挙げて説明しなさい。
- ② X社は、今後Z社がどのような行為を行い、または行おうとした場合に、当該行為が不正競争防止法上のいかなる禁止行為に該当すると主張することができ、また、当該禁止行為に該当する行為に関し、Z社に対しどのような請求を行うことができるか。それぞれ同法の条文（項・号を含む）を挙げて説明しなさい。

※営利目的での利用は禁止します

禁無断転載

【選択問題 第4問】

X社は、取引先であるA社が自社工場跡地に建設した居住用アパート（4階建・20室。以下、「本件アパート」という）をX社従業員の社宅として使用する目的で、2015年10月1日、A社との間で本件アパート全体について定期建物賃貸借契約（期間：2016年10月1日～2026年9月30日）を締結し、竣工後の2016年10月1日に本件アパートの引渡しを受け、現在まで自社従業員の社宅として使用してきた。

本件アパートの賃料は、2016年10月1日以降、月額200万円（1室あたり10万円/月、当月末日に翌月分賃料を支払う）であり、賃貸借期間終了6か月前までに再契約をするか否かをX社とA社との間で協議することとしている。また、X社は、A社との間で、2016年10月1日付で、敷金を6か月分の賃料とする合意を成立させて、1200万円の敷金をA社に差し入れている。

その後、X社は、約定通り毎月の賃料をA社に支払ってきたが、2025年1月20日、A社に対して資金を貸し付けているB銀行の申立てにより、A社のX社に対する賃料債権につき、「本命令送達日以降支払期の到来する分から、金9600万円に満つるまで」差押えを行う旨の命令書が東京地方裁判所からX社に送達された。

なお、B銀行は、A社に2022年4月1日付で2億円の資金を貸し付けており、本件アパートについて同日付で抵当権の設定登記を受けている。また、B銀行がA社に対して貸金返還請求訴訟を提起したことはない。

（問題）

上記の事例において、以下の設問に答えなさい。なお、解答に際しては、破産等の倒産手続については考慮しなくてよい。

設問（1）

本問の状況で、B銀行の差押命令申立ての根拠は何であると想定されるか、根拠条文を示して簡潔に説明しなさい。

設問（2）

設問（1）の解答を前提として、次の各小間に答えなさい。

- ① B銀行の債権差押命令を受領した時点で、X社のA社に対する次の賃料債務の支払時期はいつで、その支払いにつきX社はどうするべきか、説明しなさい。
- ② 仮に、X社が、上記差押命令を受領した時点で、すでに自社の取引銀行に対して、当月末日付でのA社への翌月分の賃料の振込みをするように依頼済みである場合、X社はどうするべきか、説明しなさい。
- ③ 2025年1月以降、A社に対する賃料債務について、B銀行がどのような主張をしてくれることが考えられ、X社はどのように対応すればよいか、説明しなさい。なお、上記差押命令書はA社に対してもB銀行と同日付で送達されているものとする。
- ④ 本設問小問③で解答した通りにX社が行動したとして、X社は、2025年4月以降、本件アパートの使用を継続することができるか、結論及び理由を簡潔に説明しなさい。

※営利目的での利用は禁止します

禁無断転載

設問（3）

X社は、2025年4月になって、自社の社宅制度の方針を見直すこととし、2026年4月以降、従業員に対する賃料補助を充実させることにより社宅制度を廃止したいと考えている。次の各小間に答えなさい。

- ① X社は、A社との賃貸借契約をどのようにすれば終了させることができるか、説明しなさい。
- ② A社の状況を踏まえ、X社において、本件アパートからの退去後に返還されるべきA社に差入済みの敷金を確実に回収する手段として、どのようなものが考えられるか、説明しなさい。
- ③ X社が、本設問小問②で解答すべき措置を講じる場合に、これに対して想定されるA社、B銀行それぞれの反応及びこれに対するX社の対応方針を説明しなさい。

※営利目的での利用は禁止します

禁無断転載

【選択問題 第2問】

【事実1】

×株式会社（以下、「×社」という）は、個人事業を営むYに対し、2020年10月1日、金5000万円を貸し付け（以下、「本件貸付」という）、その際、×社とYとの間で、本件貸付に係る金銭消費貸借契約（以下、「本件契約」という）の内容を示す、別紙1の金銭消費貸借契約書（以下、「本件契約書」という）が作成された。

Yは、×社に対し、2021年4月から同年9月まで、本件契約の定めの通り、元本につき各月100万円計600万円を支払ったが、2021年10月及び同年11月、続けて元本の弁済を行わなかった。

（問題）

上記の事例において、以下の設問に答えなさい。なお、本問では貸金業法について検討する必要はない。

設問（1）

【事実2】

×社は、2021年12月1日、Yの携帯電話に電話をかけ、Yに対し、支払いが遅延している元本200万円を直ちに支払うよう求めるとともに、Yに住所や居所の変更はないかを尋ねた。これに対し、Yは、支払いを遅延している元本計200万円を1週間以内に支払う、住所や居所に変更はない、と答えた。

その1週間後、Yから支払いがなかったため、×社は、本件契約書第3条第2項第1号に該当したことを理由に、期限未到来の元本4200万円の支払債務について期限の利益を喪失させるとともに、残元本計4400万円の支払いを求める内容の通知書を郵送により発送した。その際、通知書のあて先には本件貸付時のYの住所が記載された。その後、通知書は、あて先の住所に受取人が居住していないという理由で、郵便局から×社に返送された。

Yは、×社から上記の電話を受けた際、資金繰りに窮しており、×社を含む債権者から身を隠すため、本件貸付時の住所地を退去して別の場所に居住していたものであり、×社に伝えられた住所や居所に変更はないとの発言は事実に反する虚偽のものであった。

上記事実1及び2の事情の下で、Yが本件貸付に係る元本4200万円の支払債務の期限の利益を喪失したか、×社のYに対する通知の法的性質に触れつつ、説明しなさい。

※営利目的での利用は禁止します

禁無断転載

設問（2）

【事実3】

X社は、2021年12月20日、Yが本件貸付に係る期限未到来の元本4200万円の支払債務について有する期限の利益を喪失させ、Yに対し本件貸付の残元本4400万円の支払いを請求することができる状態にした。

- ① 本件契約書第1条から第4条までを内容とする公正証書（以下、「本件公正証書」という）が作成されている場合、X社は、本件公正証書を債務名義としてYの資産につき強制執行を申し立てることはできるか。関係する法令の条項を挙げつつ、説明しなさい。
- ② X社は、Yに対し、本件貸付の残元本4400万円の支払いを求める訴えを提起しようと考えている。この場合においてX社が訴えを提起することのできる裁判所はどこになるか、事物管轄及び土地管轄その他管轄を規定する事項に触れ、また、関係する法令の条項を挙げつつ、説明しなさい。

設問（3）

【事実4】

2027年4月1日、X社は、Yを被告として、本件貸付の残元本4400万円の支払いを求める訴えを提起し、X社とYは、口頭弁論期日において次の通り主張立証を行った。

（同年5月31日の第1回口頭弁論期日）

X社は、【事実1】及び【事実3】の事実を主張した。

Yは、【事実1】及び【事実3】は認めるが、本件貸付の残元本4400万円の支払債務のうち400万円については2022年10月31日にX社に弁済し、残る4000万円については、支払期限の到来した2021年12月20日から5年を経過しているとして消滅時効を援用した。

X社は、Yの一部弁済の主張を認めてこの主張を援用し、本件貸付の残元本4000万円の支払請求権の消滅時効はこの一部弁済により更新されており、2027年10月31日を経過するまで消滅時効は完成しないと主張した。

（同年6月30日の第2回口頭弁論期日）

Yは、2022年10月31日にX社に支払った400万円は、本件貸付の一部弁済ではなく、X社から買い受けた商品の売買代金の支払いとしてなされたものであると主張し、第1回口頭弁論期日における一部弁済の主張は勘違いによるものであるから撤回すると陳述したうえ、残元本4400万円の支払債務について消滅時効を援用した。あわせてYは、別紙2の領収証（以下、「本件領収証」という）を証拠として提出した。

X社は、本件領収証がX社の意思に基づき作成されたことは認めるが、Yが2022年10月31日にX社に支払った400万円はYがX社から買い受けた商品の売買代金の支払いとしてなされたものであることは否認し、Yの一部弁済の主張の撤回には同意しないと陳述した。

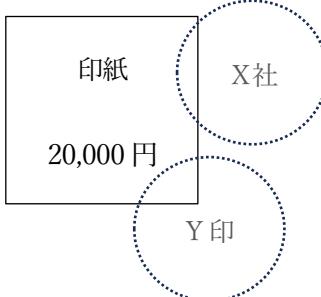
※営利目的での利用は禁止します

禁無断転載

- ① 第2回口頭弁論期日における、Yが2022年10月31日にX社に支払った400万円は、本件貸付の一部弁済ではなく、YがX社から買い受けた商品の売買代金の支払いとしてなされたものであるというYの主張に対し、X社から上記のほかに具体的な反論や証拠提出がなされない場合、Yによる一部弁済の主張の撤回は認められるか、説明しなさい。
- ② 第3回口頭弁論期日において、X社は、本件領収証に押印されたX社の印影が本来の印影とは異なり、本件領収証はX社以外の者により偽造されたものであると主張し、第2回口頭弁論期日における、本件領収証がX社の意思に基づき作成されたことを認めるとの主張を撤回すると陳述した。X社による、この撤回は認められるか、説明しなさい。

※営利目的での利用は禁止します

禁無断転載



金銭消費貸借契約書

(別紙 1)

- 第1条 債権者X社は債務者Yに対し、2020年10月1日、金5000万円を貸し付け、Yはこれを借り受けた。
- 第2条 Yは、X社に対し、前条の元本を分割して、2021年4月から2025年5月まで毎月末日限り、各100万円を支払う。
- 第3条
- (1) Yは、次のいずれかの事由が生じたときは、何らの通知等を要することなく、本契約に基づく一切の債務につき当然に期限の利益を失い、X社に対しその全部を直ちに支払う。
 - ① Yの債務につき破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始又は会社更生手続開始の申立てがあったとき。
 - ② Yの他の債務につき仮差押、仮処分又は強制執行を受けたとき。
 - ③ Yの振出、裏書、保証した手形・小切手が不渡りになったとき。
 - ④ 公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - (2) Yは、次のいずれかの事由が生じたときは、X社からの通知を受けることにより、本契約に基づく一切の債務につき期限の利益を失い、X社に対しその全部を直ちに支払う。
 - ① 元本の支払いを2回以上怠り、その額が200万円に達したとき。
 - ② YのX社に対する他の債務につき期限に支払わなかつたとき。
 - ③ その他Yの信用状態が悪化したとき。
- 第4条 Yは、氏名、住所、居所、電話番号その他X社に届出を行った事項について変更があった場合には、X社に対し、直ちにその旨を届け出る。

この契約書は2通作成し、X社、Yが各1通、保有するものとする。

2020年10月1日

債権者 ●県●市●町1-2-3
X株式会社
代表取締役 ●● ●●



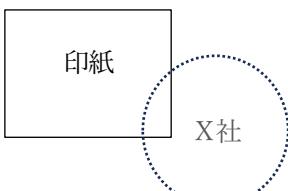
債務者 ▲県▲市▲町4-5-6
Y



※営利目的での利用は禁止します

禁無断転載

(別紙2)



Y様

領収証

2022年10月31日

金 400万円

但し、商品の代金として、上記金額を受け取りました。

●県●市●町 1-2-3

X株式会社

代表取締役 ●● ●●

X社

※営利目的での利用は禁止します

禁無断転載

【選択問題 第3問】

A社（マンション管理会社）の管理する甲マンションにおいて、A社が紹介した排水管清掃業者B社が、管理組合C（法人化されていない）を発注者として、甲マンション全体の排水管の清掃作業を実施した。ところが、その一週間後、天井からの水漏れによって、居住者Dの家財に被害が発生した。A社は、本件水漏れの調査を開始したが、現在のところ、本件水漏れの原因を特定するには至っておらず、その原因箇所が甲マンションの共用部分にあるのか、専有部分にあるのか、いずれとも確定できない状態である。

A社は、管理組合Cから普段様々な相談を受けており、特にDの住戸における漏水事故の成り行きについて、管理組合Cは大変大きな関心を寄せている。

（問題）

上記の事例において、A社の法務担当者の立場に立って、以下の設問に答えなさい。解答するにあたっては、設問それぞれの指示に従うこと。なお、本問において、損害保険契約に基づく損害のてん補については考慮しなくてよい。

設問（1）

被害者Dは、本件水漏れの原因が特定されないまま、加害者からの損害賠償はもちろん謝罪の言葉すら受けることなく、既に半年を経過したため、管理組合Cに対し、本件水漏れが生じた部屋の天井裏は共用部分に属するので、「建物の区分所有等に関する法律」（建物区分所有法）に基づき、区分所有者全員が賠償責任を負うべきものであるから、ひとまずは管理組合Cの総会決議に基づいて、管理組合Cの会計から被害回復費用を支出してもらいたいと主張している。

Dからの主張を受けた管理組合Cから、A社に対して、管理組合Cの会計から被害回復費用を支出することの当否の相談があった。

上記の事情を踏まえて、次の小間に答えなさい。

- ① 本件水漏れの原因箇所が「共用部分」に該当するかどうかの点及び管理組合Cを当事者としてDから民事訴訟を提起される可能性（民事訴訟法上の当事者能力）があるかどうかの点について判断するために、A社は、管理組合Cに関するどのような書類を入手し、確認すべきかについて簡潔に説明しなさい。
- ② Dが主張の拠り所とする建物区分所有法9条は「建物の設置又は保存に瑕疵があることにより他人に損害を生じたときは、その瑕疵は、共用部分の設置又は保存にあるものと推定する」と規定している。この「推定」とは、訴訟法上、どのような効果を生ずるものであるか、簡潔に説明しなさい。
- ③ 仮に、本件水漏れの原因がB社の清掃作業にあった場合、Dの被った家財被害についての損害賠償責任をA社が負う可能性があるか、民法の具体的な条文を指摘しつつ、簡潔に説明しなさい。
- ④ 仮に、本件水漏れの原因がB社の清掃作業にあり、かつ本件水漏れの原因箇所が甲マンションの専有部分に存在するものであった場合、Dの被った家財被害についての損害賠償責任を管理組合Cが負う可能性があるか、民法の具体的な条文を指摘しつつ、簡潔に説明しなさい。

※営利目的での利用は禁止します

禁無断転載

設問（2）

その後、A社の法務担当者は、被害者Dが、本件水漏れによって生じた家財被害について、本件水漏れの原因箇所がDの住戸の真上に位置する、Eが居住する住戸の専有部分（なお、Eの住戸の所有者は、遠方に住むFである）に存在するものであることを前提として、居住者E、所有者F、及び排水管清掃業者B社に対して損害賠償請求訴訟を提起する意向であることを知った。なお、Eの住戸の専有部分に本件水漏れの原因箇所が生じた理由は、当該専有部分に存在する排水口の部品が破損したことによるものであったことまでは判明しているが、その破損がEの不注意によるものか、FによるEの住戸の維持管理の不備によるものか、またはB社の清掃作業における不手際によるものか、現在のところ判明していない。

上記の事情を踏まえて、次の小間に答えなさい。

- ① EとFとの間の法律関係が賃貸借契約である場合において、Eの住戸の維持管理に関してFがEに対して負うべき義務につき、民法上、EとFとの間の法律関係が使用貸借契約である場合との違いを含めつつ、簡潔に説明しなさい。
- ② Dは、E、F、及びB社に対する損害賠償請求訴訟を、それぞれの住所地を管轄する別々の裁判所にそれぞれ提起するのではなく、甲マンションの所在地を管轄する裁判所に1つの訴え（1つの訴状）をもって提起することができるか。民事訴訟法の具体的な条文を指摘しつつ、簡潔に説明しなさい。
- ③ Dは、E及びFに対する訴えに關し、民法上、E又はFのいずれか一方は責任を負うがその場合にはもう一方は責任を負わないという法律上の関係があるときに、訴訟手続がEとFそれぞれ個別に行われた結果として、両方に敗訴する可能性があることを懸念している。このような懸念を回避するための民事訴訟法上の制度について、同法の具体的な条文とともに、簡潔に説明しなさい。
- ④ Dは、その家財被害について、E、F及びB社がDに対し連帶して損害賠償責任を負うこと意図している。このような請求を基礎づける法律構成について、民法の具体的な条文とともに、簡潔に説明しなさい。

※営利目的での利用は禁止します